

環境まちづくり委員会 送付 7-21

人身の危険回避のための「都市計画三番町地区地区計画」の早急な見直しの陳情

受付年月日 令和 7 年 7 月 22 日

陳 情 者	提 出 者	1 名
	署 名 者	1 9 名 (令和 7 年 7 月 22 日受付)
	計	2 0 名

陳情書

2025年7月18日

千代田区議会議長 様

件名: 人身の危険回避のための「都市計画三番町地区地区計画」の早急な見直しの陳情

陳情者

住所

〒

電話

理由:

令和7年4月25日開催の環境まちづくり委員会でも「千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情」を審議いただきましたが、ローマ法王庁大使館跡地である千代田区三番町9番18(地番)に建設予定の(仮称)千代田区三番町計画は、千代田区から配布されているハザードマップ改訂版にも記載されているとおり、千代田区では数少ない土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)で擁壁を敷地内に残したまま急ピッチで建設が進められている超大型マンション計画であり、崖下に隣接するマンション住民は命の危険を感じながら過ごしています。

神奈川県逗子市では、2020年2月、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)のマンション敷地で斜面が崩落し、市道通行中の高校生が死亡した事故がありました。遺族がマンションの全区分所有者と管理組合、管理会社らに対し、約1億1800万円の損害賠償等を求めた訴訟となり、区分所有者側が1億円を支払うことになったという報道がありました。

「都市計画三番町地区地区計画」では「近隣の環境に配慮し、良好な住環境を積極的に維持・創出する。」とあり、例えば九段小学校・幼稚園の擁壁には安全性に十分配慮した工事が行われ、土砂災害警戒区域どころか災害時の集会所となり得る立派な対策が取られていて、近隣住民はたいへん安心しています。

(仮称)千代田区三番町計画のように、土地所有者・管理者の判断で、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の崖の下側の居住者・区分所有者の人身が危険にさらされることは、良好な市街地を形成することを目標としている都市計画三番町地区地区計画に反する行為です。そのような人身の危険を回避するため、土砂災害警戒区域の崖の上側の土地所有者・管理者に対して、再開発の際には土砂災害警戒区域を解除するための工事(例えば、崖の高さが土砂災害警戒区域対象外となるように下に掘り下げて、土砂量を減らす等の工事)を行い、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域を解消することを明確に義務付けるように、都市計画三番町地区地区計画の早急な見直しを行っていただきますよう、陳情いたします。

